



復興特別所得税ってなに？



復興特別所得税は、東日本大震災からの復興施策の実施に必要な財源を確保するために、平成25年から平成49年までの25年間にわたって、所得税額に対して2.1パーセントを上乗せして納税していただくものです。



復興特別所得税を納めているかわからないんだけど…



個人で所得税を納める義務のある人はすべて、復興特別所得税もあわせて納める義務があり、所得額に応じて源泉徴収されています。年金をもらっていて所得税を源泉徴収されている人は、復興特別所得税もあわせて源泉徴収されています。給与所得者も同様に、給与等から復興特別所得税が源泉徴収されています。自営業の人で確定申告をしている人は、自動的に計算されているので安心してください。



震災復興のために助け合いましょう！

町県民税にも、東日本大震災からの復興に関して、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保にかかる地方税の臨時特例に関する法律により、平成26年度から平成35年度まで10年間、町民税・県民税ともに均等割に500円ずつ上乗せされています。

均等割	改 正 前 (平成25年度まで)	特 例 期 間 (平成26年度から平成35年度まで)
町民税	3,000円	3,500円
県民税	2,200円 ※みやぎ環境税1,200円含む	2,700円 ※みやぎ環境税1,200円含む
合 計	5,200円	6,200円

ゼイコップからのお知らせ



町県民税納税通知書を発送します！

納付書で納める方には、納税通知書とあわせて、1年分（1期～4期）の納付書が送付されます。大切に保管し、納期内に忘れずに納めましょう！

問い合わせ 町民税務課税務係 ☎46-1372

おらほの納税教室 第8話 ゼイコップ

